

消防予第 174 号
令和 5 年 3 月 16 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁予防課長

「改正火災予防条例（例）の運用について」の一部改正及び「防火管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会について」等の廃止について（通知）

先般、「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）等において、「書面掲示に係る規制の見直し」、「対面講習に係る規制の見直し」については「速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置」することとされました。

また、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）においても、アナログ規制である書面掲示規制及び対面講習規制に関する通知・通達等については、早期に規制の見直しを行うこととされました。

このことを受け、「改正火災予防条例（例）の運用について」（平成 26 年 2 月 7 日付け消防予第 33 号。以下「33 号通知」という。）を一部改正するとともに、「防火管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会について」（昭和 59 年 3 月 6 日付け消防予第 40 号。以下「40 号通知」という。）及び「防災管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会について」（平成 21 年 1 月 26 日付け消防予第 36 号。以下「36 号通知」という。）を廃止することとしましたので、下記のとおり通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されますようお願いいたします。

記

1 33 号通知の一部改正

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なもので一定の要件に該当するものについては、火災予防条例（例）（昭和 36 年自消甲予発第 73 号消防庁長官。以下「条例（例）」という。）第 42 条の 2 の規定に基づく指定催しとして指定しなければならないこととされている。指定催しとして指

定した場合、同条第3項の規定に基づき、消防長又は消防署長（以下単に「消防長」という。）は、遅滞なくその旨を指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならないこととされ、この運用については33号通知において示しているところである。

今般、アナログ規制である書面掲示規制に係る運用の見直し等を図るため、33号通知の一部を別紙のとおり改める。改正の趣旨は以下のとおりである。

(1) 指定催しを主催する者に対する通知について（33号通知第2、2、ウ関係）

33号通知において、消防長が指定催しの指定をした際の条例（例）第42条の2第3項の規定に基づく通知については、指定催しを主催する者に対し書面をもって通知することとしていたところである。当該通知については、通信途上での電磁的記録の情報漏洩、改ざん等を防止した上で電子交付することも可能であることから、通知の方法を書面に限定することのないよう、運用を改めるもの。

(2) 指定催しに係る公示について（33号通知第2、2、エ関係）

33号通知において、条例（例）第42条の2第3項の規定に基づく公示の方法としては、公舎の掲示板への掲示、インターネットの利用その他の方法により公示することとしていたところである。

公舎の掲示板への掲示などの物理的な方法のみによる公示を行う場合、閲覧者に、掲示場所へ移動する負担が生じることから、閲覧者の利便性の向上のため、インターネットの利用による公示を基本とすることとし、公舎の掲示板への掲示その他の方法を用いる場合にあっては、インターネットの利用による公示も併せて用いることとするよう、運用を改めるもの。

2 40号通知の廃止

当初、「防火管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会」（以下「防火管理業務教育担当者講習」という。）については、「消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（昭和58年12月2日付け消防予第227号）において、地域の実情に応じて所要の措置を講じることとし、40号通知において実施方法、講習科目及び講習時間の基準を定めたところである。

その後、「消防法施行令の一部を改正する政令」（昭和61年政令第369号）により「甲種防火管理講習」の講習制度が確立され、現在では、一部の講習機関において、実技を取り入れた講習内容の充実やオンライン化による受講環境の利便性も図られているところである。

防火管理業務教育担当者講習の講習科目は、甲種防火管理講習と同様であることから、甲種防火管理講習を受講することにより防火管理に関する知識、技能等を修得することができるため、40号通知を廃止する。

なお、本通知は、「防火管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者」向けの講習会を実施することを妨げるものではないとともに、教育担当者に、甲種防火管理講習を受講することを求めるものではない。

3 36号通知の廃止

2と同様に、「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成20年政令第301号）により「防災管理に関する講習」の講習制度が確立されるなど、防災管理に関する講習を受講することにより防災管理に関する知識、技能等を修得することができるため、36号通知を廃止する。

なお、本通知は、「防災管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者」向けの講習会を実施することを妨げるものではないとともに、教育担当者に、防災管理に関する講習を受講することを求めるものではない。

消防庁予防課

予防係

担当：濱田、佐藤、田上

企画調整・制度・防災管理係

担当：上村、田澤、大野

Tel:03-5253-7523

E-mail: yobo@soumu.go.jp